

岩倉市休日歯科診療運営費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、休日における市民の急病患者的医療の確保を図るため、一般社団法人尾北歯科医師会岩倉地区会（以下「岩倉地区会」という。）が実施する在宅当番医制による休日歯科診療事業に対し、市が交付する補助金について必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の対象となる事業は、次に掲げる診療日及び診療時間に行う休日歯科診療事業とする。

(1) 診療日 12月31日から翌年1月3日まで。ただし、1月4日が日曜日のときは、4日まで。

(2) 診療時間 午前9時から正午まで（受付は午前11時30分まで）。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、予算の範囲内において、市長が定めるものとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を申請するときは、岩倉市休日歯科診療運営費補助金交付申請書（様式第1）に歳入歳出予算書（様式第1別紙）を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、岩倉地区会に岩倉市休日歯科診療運営費補助金交付決定通知書（様式第2）により通知するものとする。

(実績報告)

第6条 前条の決定を受けた岩倉地区会は、補助事業を完了したときは、岩倉市休日歯科診療運営費補助金事業実績報告書（様式第3）に歳入歳出決算書（様式第3別紙）を添付して市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条による実績報告書の提出があったときは、書類の審査を行い補助金の交付決定内容に適合すると認めるときは、補助金を交付するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、補助事業の完了前に補助金の全部又は一部を概算払又は前金払とすることができる。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、岩倉地区会と協議のうえ、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年5月21日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月28日から施行する。